

令和 5 年度就学援助について

にかほ市教育委員会では、経済的な理由により小学校、中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を援助します。離婚後ひとりで生活を支えている、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ったなど、経済的に困りの方は申請をご検討ください。

認定基準

世帯の収入の合計額が認定基準額以内の世帯を支給対象として認定します。

収入には、給与所得、事業所得などの課税所得のほか児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、養育費、遺族年金、障害年金など非課税収入も含まれます。世帯が別でも同一住所に居住している場合は、同一生計と見なします。

認定基準額は家族構成、年齢などにより算定するため世帯ごとに異なります。

就学援助の内容（令和 4 年度の内容 ※変更となる場合があります）

支給費目	支給額		支給時期
	小学校	中学校	
新入学児童生徒学用品費	(1年生のみ) 54,060 円	(1年生のみ) 60,000 円	1/31 まで提出:3 月 2/28 まで提出:4 月
学用品費	11,630 円	22,730 円	5、11、2 月 (3 回分割)
通学用品費	(1 年生以外) 2,270 円	(1 年生以外) 2,270 円	5 月
校外活動費(実費額支給)	(宿泊無)1,600 円 (宿泊有)3,690 円	(宿泊無)2,310 円 (宿泊有)6,210 円	実施後
修学旅行費	上限 22,690 円	上限 60,910 円	実施後
卒業アルバム代	11,000 円	8,800 円	実施後
体育実技用具費		(体育授業のための柔道着)上限 7,650 円	購入後
中学校生徒会費		実費(400 円~600 円)	5 月
給食費(給食会計へ支給)	実費	実費	毎月

このほか学童保育の保育料が免除されます。学童保育についてはにかほ市子育て支援課 32-3040 までお問い合わせください。

申請受付期間

令和 5 年 1 月 5 日(木)~2 月 28 日(火) 平日 9:00~17:00

※3 月 1 日以降も随時申請を受け付けますが、支給費目が限られことがあります。

○新入学児童生徒学用品費について

令和5年4月に小学校、中学校へ入学するお子さまがいるご家庭で、上記期限まで申請し、認定を受けた場合は、新入学児童生徒学用品費を支給します。

申請に必要な書類

1. 要保護及び準要保護児童生徒認定(就学援助費受給)申請書

申請書の「委任欄」に署名いただくことにより、学校教育課が申請者に代わって令和4年度(令和3年中)の税情報を取得します。満16歳以上の同居家族全員が自ら署名してください。

ただし、令和4年1月2日以降にかほ市に転入してきた方の税情報は、にかほ市では取得できないため、1月1日現在住民登録していた自治体から所得課税証明書(令和3年中の所得、所得控除が分かるもの)を取得のうえ提出ください。

2. 家族全員の令和3年中の非課税収入を明らかにするもの(世帯が別で同一家屋に居住する家族を含む)

- ◆障害年金を受給している場合は令和3年中の支給額が確認できる書類
- ◆遺族年金を受給している場合は令和3年中の支給額が確認できる書類
- ◆失業給付金を受給している場合は令和3年中の支給額が確認できる書類

3. 就学援助費申請調査票

◎新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の方は、これらに加えて、現在の収入状況が客観的に分かる書類を提出してください。

例:離職票、給与明細、年間支払見込額(総支給額、控除額が分かるもの)等

申請書の提出

教育委員会学校教育課(にかほ市金浦字南金浦49番地2 金浦公民館内)へ提出してください。学校や他の庁舎では受付できません。

受付の際、担当者との面談により家庭環境等を詳しく聞き取りします。

認定期間

令和5年4月1日～令和5年7月31日

認定審査の会議開催の日程により申請書の受付から就学援助の認定まで1か月程度かかる場合があります。

更新手続

8月以降も引き続き就学援助を受けるためには、6月に更新手続が必要です。前年の家族の収入額が認定基準を満たしているか確認します。手続については更新時期にご案内します。